

戸田市行政センター条例（案）

（設置）

第1条 住民の利便性の向上を図るため出張所その他の施設を集約し、行政センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
戸田市戸田公園駅前行政センター	戸田市本町4丁目11番15号

（構成施設及び業務）

第3条 センターは、次に掲げる施設（以下「構成施設」という。）をもって構成し、当該構成施設の総合的管理その他構成施設の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 市内全域を所管する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の出張所
- (2) 市内商工業の振興その他の公益に資する事業又は行政目的のために使用する商工業振興スペース
- (3) 地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を行う子育て支援施設
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第5号の配本所

（構成施設の名称）

第4条 構成施設の名称は、次のとおりとする。

戸田市戸田公園駅前行政センター

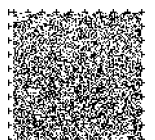
- (1) 出張所 戸田市戸田公園駅前出張所
- (2) 商工業振興スペース 戸田市ビジネスインフォメーションコーナー
- (3) 子育て支援施設 戸田市戸田公園駅前子育て広場
- (4) 配本所 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所

（業務）

第5条 構成施設の業務は、規則（配本所の業務は、教育委員会規則）で定める。

（職員）

第6条 構成施設に、必要な職員を置くことができる。



(休所日)

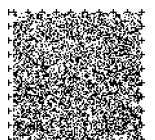
第7条 休所日は、次のとおりとする。

戸田市戸田公園駅前行政センター	
構成施設名	休所日
ア 戸田市戸田公園駅前出張所	(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (イ) その他市長が必要と認める日
イ 戸田市ビジネスインフォメーションコーナー	(ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) その他市長が必要と認める日
ウ 戸田市戸田公園駅前子育て広場	(ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(一時預かり事業に限る。) (ウ) その他市長が必要と認める日
エ 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	(ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) 戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)第6条第5号の特別整理期間 (ウ) その他教育委員会が必要と認める日

(使用の許可)

第8条 戸田市ビジネスインフォメーションコーナーの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上、必要な条件を付けることができる。



(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 施設等の設置目的に反するとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他施設等の管理上支障があるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

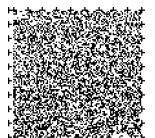
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上特に必要があるとき。

2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。前条の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。



(戸田市ビジネスインフォメーションコーナーの使用料)

第13条 戸田市ビジネスインフォメーションコーナーの使用料は、1時間当たり300円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

(一時預かり事業の使用料)

第14条 一時預かり事業の使用料は、1時間当たり500円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第15条 使用者若しくは来所者が、センターの施設設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(立入禁止等)

第16条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、退去を命ずることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則（配本所については、教育委員会規則）で定める。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第6条及び第8条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

